

返還免除申請書

年 月 日

(提出先)

社会福祉法人

埼玉県社会福祉協議会 会長 様

申請者 住所 〒

氏名

電話番号

(貸付番号)

埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金）により貸付を受けた資金の返還について、返還免除を受けたいので次のとおり申請します。

記

借受人氏名	ふりがな
返還免除 申請額 (借用金額)	円
申請理由	1 1年間引き続き業務に従事したため 2 業務に起因する死亡・心身の故障等 (内容:) 3 その他 ()
業務従事 状況	様式第6号「業務従事届」のとおり

注 申請理由1の場合は、様式第6号「業務従事届」及び直近の給与明細を添付すること。

申請理由2の場合には、診断書等を添付すること。

【埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱】

第10 返還の債務の当然免除

2 住宅支援資金

会長は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、住宅支援資金の返還の債務を免除するものとする。ただし、第9の1(4)の規定により、住宅支援資金の貸付契約が解除された場合には、この限りでない。

- (1) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、雇用が継続していない場合にあっては、当該就業期間には算入しない。)を継続したとき
- (2) (1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき